【昭和40年5月28日 法律第90号】

（改正後）

第三十九条　削除

（改正前）

第三十九条　大蔵大臣は、証券業者が第三十一条第一項第一号、第二号又は第四号乃至第九号に該当することとなつたとき、又は登録当時同項各号の一に該当していたことが発見されたときは、当該証券業者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、その登録を取り消さなければならない。

②　大蔵大臣は、不正の手段により第二十九条の規定による登録を受けた者のあることを発見したときは、当該証券業者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、その不正の手段により登録を受けた営業所又は代理店の登録（当該営業所が本店である場合には、当該証券業者の登録）を取り消すことができる。

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】 （改正なし）

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】

（改正後）

第三十九条　大蔵大臣は、証券業者が第三十一条第一項第一号、第二号又は第四号乃至第九号に該当することとなつたとき、又は登録当時同項各号の一に該当していたことが発見されたときは、当該証券業者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、その登録を取り消さなければならない。

②　大蔵大臣は、不正の手段により第二十九条の規定による登録を受けた者のあることを発見したときは、当該証券業者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、その不正の手段により登録を受けた営業所又は代理店の登録（当該営業所が本店である場合には、当該証券業者の登録）を取り消すことができる。

（改正前）

第三十九条　大蔵大臣は、証券業者が第三十一条第一号、第二号又は第三号の二乃至第十号に該当することとなつたとき、又は登録当時同条各号の一に該当していたことが発見されたときは、当該証券業者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、その登録を取り消さなければならない。

②　大蔵大臣は、不正の手段により第二十九条の規定による登録を受けた者のあることを発見したときは、当該証券業者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、その登録を取り消すことができる。

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第三十九条　大蔵大臣は、証券業者が第三十一条第一号、第二号又は第三号の二乃至第十号に該当することとなつたとき、又は登録当時同条各号の一に該当していたことが発見されたときは、当該証券業者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、その登録を取り消さなければならない。

②　大蔵大臣は、不正の手段により第二十九条の規定による登録を受けた者のあることを発見したときは、当該証券業者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、その登録を取り消すことができる。

（改正前）

第三十九条　証券取引委員会は、証券業者が第三十一条第一号、第二号又は第三号の二乃至第十号に該当することとなつたとき、又は登録当時同条各号の一に該当していたことが発見されたときは、当該証券業者に通知して審問を行つた後、その登録を取り消さなければならない。

②　証券取引委員会は、不正の手段により第二十九条の規定による登録を受けた者のあることを発見したときは、当該証券業者に通知して審問を行つた後、その登録を取り消すことができる。

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】

（改正後）

第三十九条　証券取引委員会は、証券業者が第三十一条第一号、第二号又は第三号の二乃至第十号に該当することとなつたとき、又は登録当時同条各号の一に該当していたことが発見されたときは、当該証券業者に通知して審問を行つた後、その登録を取り消さなければならない。

（改正前）

第三十九条　証券取引委員会は、証券業者が第三十一条第一号、第二号又は第三号の二乃至第八号に該当することとなつたとき、又は登録当時同条各号の一に該当していたことが発見されたときは、当該証券業者に通知して審問を行つた後、その登録を取り消さなければならない。

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】 （改正なし）

（改正後）

第三十九条　証券取引委員会は、証券業者が第三十一条第一号、第二号又は第三号の二乃至第八号に該当することとなつたとき、又は登録当時同条各号の一に該当していたことが発見されたときは、当該証券業者に通知して審問を行つた後、その登録を取り消さなければならない。

（改正前）

第三十九条　証券取引委員会は、証券業者が第三十一条第一号、第二号又は第四号乃至第七号の一に該当することとなつたとき、又は登録当時同条各号の一に該当していたことが発見されたときは、当該証券業者に通知して審問を行つた後、その登録を取り消さなければならない。

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第三十九条　証券取引委員会は、証券業者が第三十一条第一号、第二号又は第四号乃至第七号の一に該当することとなつたとき、又は登録当時同条各号の一に該当していたことが発見されたときは、当該証券業者に通知して審問を行つた後、その登録を取り消さなければならない。

②　証券取引委員会は、不正の手段により第二十九条の規定による登録を受けた者のあることを発見したときは、当該証券業者に通知して審問を行つた後、その登録を取り消すことができる。